

第4 地方自治法第100条第3項及び第7項に係る認定

1 地方自治法第100条第3項に係る認定

(1) 出頭拒否に係る認定

本委員会は、平成17年11月18日の第17回委員会において、県経営戦略局参事であった松林憲治氏に対し、「県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項」及び「住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項」について証言を求めるため、同年11月28日の第18回委員会に証人として出頭要求を行うことを決定した。

しかし、県経営戦略局長である同氏は、「当日午前中は栄村長との懇談会のため、また午後は組合交渉のため出頭できない。」との理由により出頭しなかった。

出頭の請求を受けた証人が出頭しなかった場合について、地方自治法第100条第3項は以下のとおり規定している。

第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

本委員会では、同氏が出頭しなかったことについて、12月2日の第19回委員会において、出頭拒否の認定を求める動議が提出されたところであるが、その認定については慎重に検討すべきであるとし、採決を行わなかった。

このため、12月9日の第22回委員会に松林憲治氏の出席を求め、弁明の機会を設けて出頭できないとした理由を聴取した。

この中で同氏は、「公務」を理由に出頭しないことに正当な理由がある旨を弁明したが、「公務」がすべて地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」に該当するものではなく、正当な理由か否かは、当該公務の内容と証人が出頭しないことによる本委員会の調査の停滞を客観的に比較衡量して判断すべきものである。

本委員会に提出された記録等によれば、以下の事実が確認された。

- ・ 11月28日の午前中の栄村長との会談は、証人出頭要請に関する連絡を受けた後、11月25日の午後、県経営戦略局より栄村役場に連絡があったものである。
- ・ 午後の県職員労働組合との交渉は、午後3時7分に終了している。

これらの事実を踏まえ、12月17日の第24回委員会において、松林憲治氏の出頭拒否については、「公務」と本委員会の調査の停滞とを比較して、「公務」が優先されなければならない理由は認められず、時間帯によっては出席が可能であったことから、地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」がないことを賛成多数で認定したものである。

(2) 記録提出拒否に係る認定

本委員会は、県経営戦略局参事であった松林憲治氏に対し、「平成15年10月及び平成17年2月・3月の個人使用の手帳の写し及び平成15年及び平成17年の個人使用の手帳の実物」について、平成17年7月27日の第2回委員会において記録の提出請求を行うことを決定し、同年7月28日に議長から同氏に対し記録提出請求を行った。

本委員会は、写しの原本性を確認するために「個人使用の手帳の実物」の提出を求めたところであり、また、その手帳の取扱いについては、個人のプライバシーに最大限の配慮を行う必要があるとの判断から、正副委員長が記録の提出を行った関係人の同席のもと内容の確認を行った上で、速やかに原本の返還を行うこととしたところである。

しかし、同氏は、個人使用の手帳の記載部分をすべてマスキングをした状態の写しを提出するとともに、「個人使用の手帳の実物」についても、同様にマスキングをした状態で提出したものである。

このため、本委員会として、同氏が提出した記録の記載事項の確認を行うことは不可能であったものであり、その結果、記録中に調査対象に関する事柄が記載されていたか否かの判断を行うことはできなかった。

このことは、記録提出が事実上、拒否されたのであって、本委員会の調査に大きな支障を及ぼしたことから、平成17年12月26日の第25回委員会において、同氏は、地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」がなく記録を提出しなかったことを賛成多数で認定したものである。

2 地方自治法第100条第7項に係る認定

(1) 地方自治法第100条第7項の規定

地方自治法第100条第7項の規定は、以下のとおりである。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

「虚偽の陳述」とは、「証人が経験したこと、つまり記憶にあることと異なることを故意に証言すること」とされている。

本委員会は、付託された調査事項を調査する過程において、複数の証人の証言に齟齬があった場合、あるいは提出された記録等と証言の間に齟齬があった場合等については、その解明に努めてきたところである。

付託された調査事項の事実関係については、既に年数が経過しており、証人の記憶が不明確な部分もあることは止むを得ないところであるが、下記(2)に記載した証人の証言については、関係する証人の証言あるいは提出された記録等の内容を慎重に精査し、検討した結果、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」を行ったものとして認定したところである。

(2) 「虚偽の陳述」に係る認定

ア 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について 下水道公社改革の開始時期に係る「虚偽の陳述」

知事である田中康夫氏は、平成17年9月26日の第13回委員会において、平成14年12月25日に自らが指示を行った「下水道公社改革の方向」という文書に関する尋問に対して、「下水道事業の改革は土木部も含めた全庁的な共通認識である。」旨を証言し、「下水道公社を改革することに関しては、全庁的に行っていた。」旨の証言を行っている。

この平成14年12月25日付けの「下水道公社改革の方向」という文書は、知事後援会幹部であった小林誠一証人が作成した平成14年11月25日付けの「下水道公社改革案」と題する文書と酷似しており、両文書は、小林誠一証人が作成したものであることを、同証人が認めているところである。

しかし、当時の土木部の下水道行政に関係した複数の証人は、田中康夫氏の証言に反して、平成14年12月25日付けの「下水道公社改革の方向」という文書によって公社の改革がスタートしたものであることを証言している。

以上の証言や状況を勘案すると、同氏の証言に虚偽ではないかとの疑義が生じたところである。

このため、平成18年2月10日の第29回委員会において、同氏の証言は、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

下水道公社改革の検討過程に係る「虚偽の陳述」

下水道課長であった田附保行氏は、平成17年9月1日の第10回委員会において、平成15年9月定例会が終了した後、知事後援会幹部が下水道課長と同行して公社専務理事と面談したことに係る尋問に対して、「技術支援が一番の話であった。下水道公社が技術支援という協力をしてもらわなくては、県内企業優先の入札には取り組めないという説明をした。公社専務理事は、その際、やむを得ないという回答をした記憶がある。公社の方で協力してくれるのであれば、県内企業優先の入札に問題ないと話をした記憶がある。」旨証言した。

しかし、公社の専務理事であった田中邦治証人は、「下水道公社では、技術協力の話はなかった。」と証言し、「私は技術的なことはわからないので、部下に必ず聞く。技術支援をするためにできている公社なのに、そこへ技術支援の話をするのは考えられず、もし、慣れない県内業者がやるのであれば公社の技術者を増やしてもらいたいという要望を必ず出す。」旨の証言を行い、両者の証言は食い違っている。

しかし、田附保行氏の「公社の専務理事が技術支援については是認した。」との証言は、公社の機能、公社の技術的、人間的な状況等に照らし是認できないものであることから、同氏の証言が虚偽ではないかとの疑義が生じたところである。

このため、同氏の証言は、平成18年1月26日の第27回委員会において、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

イ 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項について

公文書の認識に係る「虚偽の陳述」

下水道課長であった田附保行氏は、平成17年8月31日の第9回委員会において、「下水道関係の働き掛けに関する文書」の公文書性に係る認識についての尋問に対して、「私が文書を作成するときから私的メモだと考えており、公社等が作成した文書についても私的メモだという感覚でいた。」旨証言している。

しかし、関係する証人の証言によると、当該文書は、田附下水道課長等が下水道事業に関する会議の内容を議事録形式で職務上作成した文書であり、課の職員に配布されていたものであって、当時の下水道課の職員の多くが当該文書は公文書であるという認識を持っていたと考えられるものであり、文書の記載内容及び文書が課の職員に配布されていた事

実に照らし、職務上作成され組織的に共有されていた公文書であることは明らかである。

このことにより、県情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象となった当該文書について、田附保行氏においても公文書の認識はあったものと判断できることから、同氏の証言が虚偽ではないかとの疑義が生じたところである。

このため、平成18年2月8日の第28回委員会において、同氏の証言は、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

公文書の破棄に係る「虚偽の陳述」

知事である田中康夫氏は、平成17年9月26日の第13回委員会において、公開請求された「下水道関係の働き掛けに関する文書」を非公開とするよう指示をしたのは事実であるかとの尋問に対して、「それぞれ情報公開請求の担当の人間が判断することであり、私からの指示はない。」旨証言している。

しかし、田中康夫氏は、公文書公開請求に対処する状況等について、岡部経営戦略局参事や、田附下水道課長等から、電子メール等により刻々と逐一報告を受けていたにもかかわらず、公文書の公開又は破棄を禁ずる等の適切な指示を何ら行っておらず、結果として公文書を破棄するという田附下水道課長の行動を容認していたものである。

このことにより、田中康夫氏は、当該公文書の破棄を明示的に指示しなかったとしても、部下の破棄行為を容認することにより、言外において、事実上当該公文書の破棄を指示したものと判断できることから、同氏の証言は虚偽ではないかとの疑義が生じたところである。

このため、平成18年2月8日の第28回委員会において、同氏の証言は、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

ウ 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

知事後援会の費用負担に係る「虚偽の陳述」

県経営戦略局参事であった松林憲治氏は、平成17年10月14日の第15回委員会において、懇談会等に出席した際の費用の支払いに関する尋問に対して、「当然、自己負担をしていくという前提で考えていたが、結果的に個人としての支払いが延びてしまった。」旨証言している。

しかし、松林憲治氏は、平成15年5月30日に開催された懇談会の翌日に、「昨日はごちそうになりました。」という電子メールを田中知事あて

に送信していることから、知事に費用を支払ってもらったという認識であったものであり、その後、知事後援会が費用負担を行っていたことを知った後に費用の返還を行ったことが明らかであるため、同氏の証言は虚偽ではないかとの疑義が生じたところである。

このため、平成18年2月10日の第28回委員会において、同氏の証言は、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。